

公共事業事前評価調査(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	. - 1.(2)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	災害に強い道路の確保

優先順位付け の考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価							事業間 ランク	評価委員会意見	総合意見	評価結果		
		公共開 与、事 業執行 主体の 妥当性	経済効 率性	事業 実施、 規模 の妥 当性	整備 手法 の有 効性	環境 負荷 への 配慮	事業 計画 の熟 度	貢献度ランクの評価					副次効果ランクの評価							
								貢献度 ランク	危険度		損傷度等		緊急輸 送路路 の指定	自動車 交通量					副次効果 ランク	評点
									落石等	橋梁等	通行止 めの実 績落石 等・過 去3年 間の回 数	残存橋 梁等の 損傷状 況								
安全水準が低く、 緊急性を要する 区間を優先する。	(主)市川三郷富士川線(富士橋)						a	要対策	要対策	あり	3,464	1	3	S	実施は妥当		実施			
							基準値	要対策・ 要監視	要対策	2	要対策	あり	3,314	基準値	3.0	同一主要目標内の事業が当該事業のみであるため、事業間ランクは参考とする。				

副次効果評価調査

主要目標番号	- 1. (2)		主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所	評価の説明	評価結果	
主要目標	災害に強い道路の確保						
評価対象地区・箇所名	(主)市川三郷富士川線(富士橋)						
主要目標項目	- 1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	注		混雑時走行速度 26.3km/h < 30km/h以下 自動車交通量 3,464台/12h > 3,314台/12h以上(平日) 評価基準値	2	
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	注				
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	注				
	- 2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保					
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保					
		(7) 道路景観の向上					
	- 3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化							
- 1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保						
	(2) 災害に強い道路の確保						
	(3) 都市災害防止						
	(4) 交差点の安全性・円滑性の向上						
- 2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止						
	(2) 土石流被害の防止						
	(3) 崖崩れ被害の防止						
	(4) 地滑り被害の防止						
- 3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減						
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化					
		アクセス機能の維持					
		主要渋滞ポイントの解消			集落と集落を結ぶアクセス道であり、1箇所の通行止めですら迂回に2倍以上の時間が必要となる道路	1	
	生活環境	水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出					
		バリアフリー化の促進					
		ライフラインの強化					
		身近な緑地・交流の場の提供					
		飲雑用水の安定供給					
	自然環境	糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
		各種情報の円滑な提供					
		水源涵養機能の向上					
	事故・災害防止	生態系空間の再生					
		防火帯・延焼遮断帯の確保					
		緊急時の避難・救助機能の確保					
		被災時の被害波及の防止					
		既存施設の崩壊危険性の排除					
生産性	走行安全性の確保						
	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
その他	農地の保全						
	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工						
	重要プロジェクトとしての位置づけ						
副次効果 評価合計						3	

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に「」が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所」で想定される副次効果の欄に「」を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクに該当するものは1点、ランク以下の場合には1点とする。

注3)「- 1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「- 1. (2)災害に強い道路の確保」、「- 1. (4)交差点の安全性・円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「- 1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。